

第13章 協力 応 援

第1節 河川管理者の協力（法第7条第3項）

1 関東地方整備局長の協力

河川管理者関東地方整備局長は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示及び水防管理団体等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2 知事の協力

河川管理者茨城県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位など）の提供
- (2) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2節 水防管理団体相互の協力 応 援（法第23条）

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限り協力しなければならない。また水防資器材等についても努めて共用の便をはかるものとする。
- 2 応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動するものとする。
- 3 水防管理団体の相互援助協力については、あらかじめその必要な事項を協定しておくものとする。
- 4 県は、上記協議に関しては、調整に努めるものとする。

5 水防管理団体は、この協定が成立したものについては水防計画に明示するものとする。

第3節 体制強化

1 警察官の援助要請（法第22条）

水防管理者は、水防法第22条により警察官の援助を求めため、あらかじめ警察署長と協定しておくものとする。

2 居住者の出動（法第24条）

水防管理者は、区域内居住者を水防に従事させるため、あらかじめ出動人員、出動区域等を計画しておくものとする。

3 災害派遣要請

(1) 自衛隊の災害派遣要請

茨城県知事は茨城県地域防災計画による災害派遣要請計画に基づき自衛隊の派遣を要請するものとする。（「茨城県地域防災計画」自衛隊に対する災害派遣要請計画参照）

(2) 災害派遣要請の手続

ア 知事は自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

- (ア) 災害の状況及び派遣要請の理由
- (イ) 派遣を希望とする期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考事項

イ 災害派遣の要請は、茨城隊区担任官である陸上自衛隊施設学校長を窓口として実施する。

また、海上自衛隊及び航空自衛隊に対する災害派遣は、直接当該部隊に要請する。

(3) 要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在 地
陸上自衛隊に対するもの	施設学校長	ひたちなか市勝倉 3433
航空自衛隊に対するもの	第7航空団司令	小美玉市百里 170
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地

(4) 緊急の場合の連絡先

部 隊 名 (駐屯地等名)	連 絡 責 任 者		電 話 番 号
	課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊施設学校 (勝田)	警備課長	駐屯地当直司令	029(274)3211 内線 230・234 時間外 302
陸上自衛隊武器学校 (土浦)	総務課長	〃	0298(87)1171 内線 285 時間外 300・302
陸上自衛隊第1施設団 (古河)	第3科長	施設団当直長	0280(32)4141 内線 235・236 時間外 203

陸上自衛隊第1師団 (練馬)	第3部長 又は 防衛班長	司令部当直長	03(3933)1161 内線 238・239 時間外 207・228
陸上自衛隊東部方面総監部 (朝霞)	防衛部長 (防衛課長)	運用当直長	048(460)1711 内線 2250・2251 時間外 2301
陸上自衛隊関東補給処 (霞ヶ浦)	警備課長	〃	0298(42)1211 内線 2410 時間外 2302
陸上自衛隊東部方面航空隊 (立川)	第3科長	駐屯地当直司令	0425(24)9321 内線 203 時間外 302
陸上自衛隊第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科長	〃	0438(23)3411 内線 203 時間外 302
航空自衛隊第7航空団 (百里)	防衛部長 又は 防衛班長	基地当直幹部	0299(52)1331 内線 231・230 時間外 215・225
海上自衛隊横須賀地方総監部 (横須賀)	第3幕僚室長	オペレーション室 当直幕僚	0468(22)3500 内線 2213 課業外直通 0468(22)3508
海上自衛隊教育航空群司令部 (下総)	運用幕僚	群当直	0471(91)2321 内線 213 時間外 220